

地域間幹線系統確保維持計画の対象系統

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日付け国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号、以下「国要綱」という）第 6 条に定める地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象の基準を満たすと見込まれる系統。

次のイからチの全てに適合する運行系統（国要綱別表 1）。

イ 乗合バス事業者であって、活性化法法定協議会（以下、「協議会」という。）での議論を経て、国要綱第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に記載されている運送予定者による運行であること

ロ 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係るもの。

ハ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定する。

ニ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの

- ・ 広域行政圏の中心市町村への需要
- ・ 都道府県庁所在地への需要
- ・ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると協議会が認めたものへの需要。

ホ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。

ヘ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人と見込まれ、かつ、過去 2 ヶ年度連続して 1 日当たりの実績輸送量が 15 人未満又は 150 人超ではないもの。

計画平均乗車密度 × 計画運行回数

ト 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達しておらず、かつ、過去 2 ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えていないもの。

チ 補助対象期間の末日（9 月 30 日）において引き続き運行される予定のものであること。

【利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業】

次のイからチの全てに適合する運行系統（国要綱別表3）。

イ 乗合バス事業者であって、協議会での議論を経て、国要綱第7条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に記載されている運送予定者による運行であること

ロ 道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。

ハ 以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。

- ① 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定する。
- ② 再編の際現に地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統となっていた一の系統について、再編により系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したもの。
- ③ 地域旅客運送サービス継続事業を実施する運行系統について、運行系統の途中に乗換拠点を設け、複数の運行系統に分割したもの。

ニ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの

- ・ 広域行政圏の中心市町村への需要
- ・ 都道府県庁所在地への需要
- ・ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると協議会が認めたものへの需要。

ホ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。

ヘ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が3人～150人と見込まれ、かつ、過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が3人未満又は150人超ではないもの。（ハ②の要件を満たす場合を除く。）

計画平均乗車密度× 計画運行回数

ト 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達しておらず、かつ、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えていないもの。

チ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。